

は し が き

本報告書は、平成30年度に金融調査研究会第2研究グループが「政策金融機関と民間金融機関の関係のあり方」をテーマに行った研究の最終報告書である。

2008年の政策金融改革から10年が経過し、政策金融と民間金融における連携・協働が進捗する一方、依然として民業補完が徹底されていないという声が根強く挙がっている。また、近時、政策金融機関においては、2016年に商工組合中央金庫において危機対応業務に係る不正融資問題が発生し、そのあり方が厳しく問われた一方、民間金融機関においては、持続可能なビジネスモデルの構築が求められている状況にある。

こうした状況を踏まえ、今後の政策金融と民間金融のあり方を包括的に研究し、長期的なあるべき方向性について検討すべく「政策金融機関と民間金融機関の関係のあり方」を平成30年度の研究テーマとして取り上げた。

本報告書は、1年にわたる研究成果をとりまとめたものであり、

第1章 政策金融機関と民間金融機関の関係のあり方

第2章 公的金融のシェアと経済成長〔小川光〕

第3章 中小企業金融における政府系金融機関の役割〔植杉威一郎〕

第4章 公的創業融資制度と民間金融機関〔長田健〕

第5章 信用保証制度の利用動向とリスク移転の検証〔鶴田大輔〕

という5章から構成されている。

このうち、第1章は、研究会における議論を整理し、政策金融機関と民間金融機関の関係のあり方について、2019年3月に公表した提言(全銀協ウェブサイト(www.zenginkyo.or.jp)に掲載)を再録したものである。

第2章から第5章は、研究会のメンバーである委員・研究員の個別論文である。第2章は、民間金融機関と公的金融機関の役割分担・成長志向という観点からみた公的金融機関と政府のあり方に関する含意について、第3章は、政府系金融機関による貸出先の決定要因、貸出が企業や地域に及ぼす効果等に係る研究を整理したうえで、中小企業金融における政府系金融機関が果たすべき役割について、第4章は、小規模事業者・中小企業に対する「創業融資」に関する公的融資制度と民間金融機関の現状について、第5章は、近年の金融機関による信用保証制度の利用の動向について概観し、金融機関からの信用保証協会に対するリスク移転について、それぞれ考察している。

われわれは、本報告書が、わが国における政策金融機関と民間金融機関の関係のあり方を検討するうえで、有益な示唆となることを願っている。

最後に、研究会の運営から報告書の作成まで、事務局である全国銀行協会企画部金融調査室

のご尽力をいただいた。また、オブザーバーとして研究会にご参加いただいた平成30年度全国銀行協会会長行のみずほ銀行の皆様からは多面的で示唆に富むご意見を頂戴した。記して敬意を表したい。

2019年7月

金融調査研究会第2研究グループ主査 井 堀 利 宏